

第5次
山口県配偶者暴力等対策基本計画
(素案)

令和2年(2020年)12月
山 口 県

目 次

第1章 計画改定に当たって	_____
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	1
第2章 計画改定の背景	_____
1 本県のDVの現状	2
2 計画策定後の主な動き	6
第3章 計画の目指す方向	_____
1 基本理念（目指す方向）	7
2 施策の基本方針	7
第4章 計画の内容	_____
1 DVを許さない社会の実現	8
2 被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実	10
3 被害者を保護する体制の整備・充実	13
4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化	16
5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進	20

1 計画改定の趣旨

配偶者^{※1}等からの暴力（以下「DV^{※2}」という。）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

県では、「山口県配偶者暴力等対策基本計画（平成18年1月策定、平成21年3月第1次改定、平成25年3月第2次改定、平成28年3月第3次改定）」に基づき、DVのない社会の実現に向け、市町、関係機関・団体と連携しながら、DV対策を総合的かつ計画的に推進してきました。

こうした中、この計画が令和2年度で終了することから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正や国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の改定等を踏まえ、計画を改定します。

2 計画の位置付け

この計画は、DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく、DVの防止及び被害者の保護等に関する施策を総合的・計画的に推進するための基本計画であり、本県におけるDV対策の基本方向と具体的施策を示したものです。

また、「山口県男女共同参画基本計画」の部門別の計画として位置付けています。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

ただし、計画の期間内でも、DV防止法や国の基本方針が見直された場合及び新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ、見直しを行います。

※1 配偶者

この計画では、性別にかかわらず、DV防止法に規定する次の者を「配偶者」と表記します。

- ・配偶者及び元配偶者
- ・婚姻の届出をしていない「事実婚」の関係にある者（事実婚を解消した場合も含む。）
- ・生活の本拠を共にする交際相手（元交際相手を含む。）

※2 DV（domestic violence：ドメスティック・バイオレンス）

一般的に、「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれます。

1 本県のDVの現状

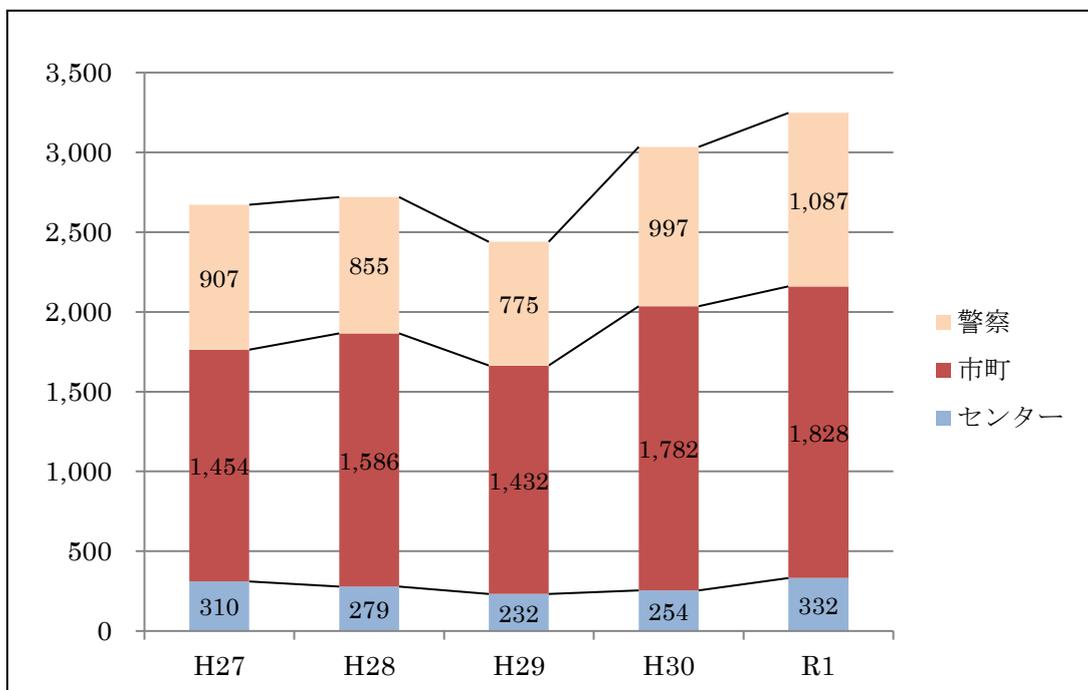
(1) 統計データからみたDV

① DV相談件数

県男女共同参画相談センターや、市町における相談窓口、県警察本部（各警察署受付分含む）で受け付けた相談件数は、平成29年に一旦減少していますが、近年は増加傾向にあります。

《DV相談件数の推移》

[単位：件]



【調査の出典】 県男女共同参画課、県警察本部調べ ※県警察本部のデータは暦年

② DV被害者の一時保護件数

県男女共同参画相談センターが実施した、DV被害者の一時保護件数は、令和元年度は9件となっています。

年度	H27	H28	H29	H30	R1
一時保護件数	19	15	19	12	9
(同伴する家族数)	(28)	(26)	(25)	(9)	(10)

【調査の出典】 県男女共同参画相談センター調べ ※前年度からの繰越を含む。

③ DVによる検挙件数

DV防止法違反及び他法令（傷害等）による検挙件数は、令和元年は49件となっています。

年	H27	H28	H29	H30	R1
件数	40	69	59	45	49

【調査の出典】 県警察本部調べ

※暦年

④ DV防止法に基づく保護命令発令件数

被害者からの申立てにより、裁判所がDV防止法に基づき加害者に対し発する保護命令は、接近禁止命令、退去命令及び電話等の禁止命令の3種類があり、令和元年は33件となっています。

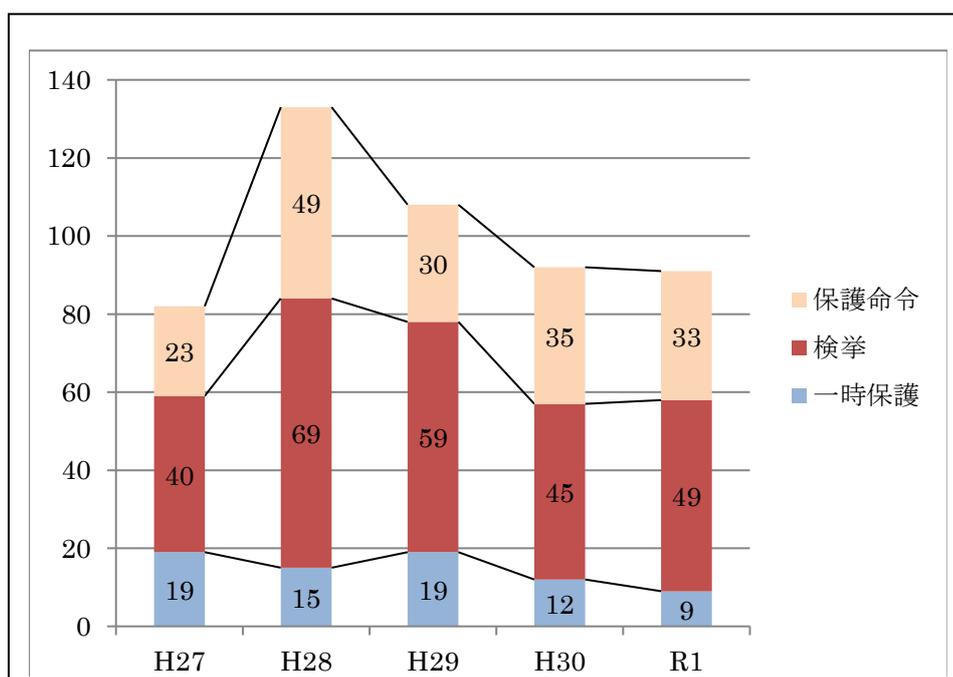
年	H27	H28	H29	H30	R1
件数	23	49	30	35	33
(全国)	(2,400)	(2,082)	(1,826)	(1,700)	(1,591)

【調査の出典】 山口地方裁判所調べ、全国は最高裁事務局調べ

※暦年

《DVに係る一時保護・検挙・保護命令件数の推移》

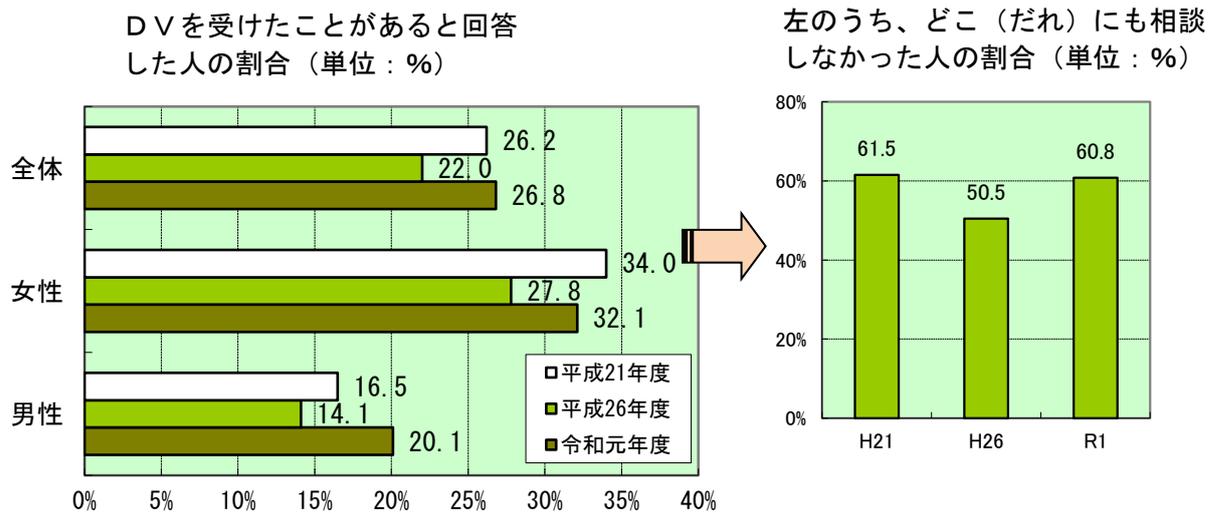
[単位：件]



(2) 県民調査からみたDV（令和元年度調査）

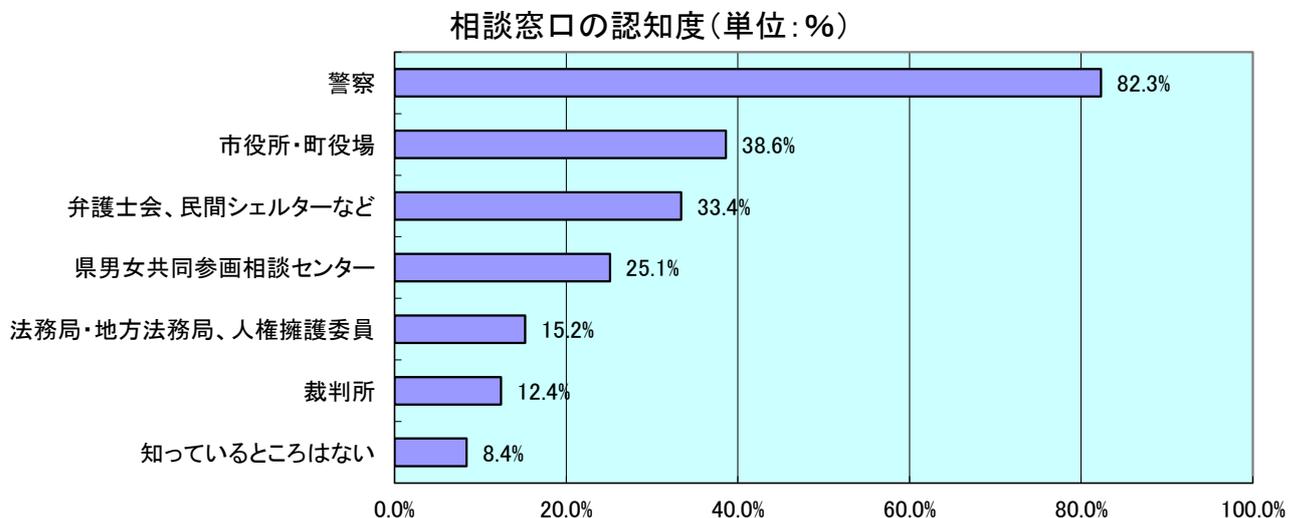
① DV※の被害経験 ※身体的暴力、精神的暴力及び性的暴力

- 約4人に1人がDVの被害経験があり、性別にみると、被害経験があった女性は約3人に1人、男性は約5人に1人となっています。
- 被害経験は、男女とも5年前より増加しています。
- どこ（だれ）にも相談していない被害者が約6割います。



② 相談窓口の認知度

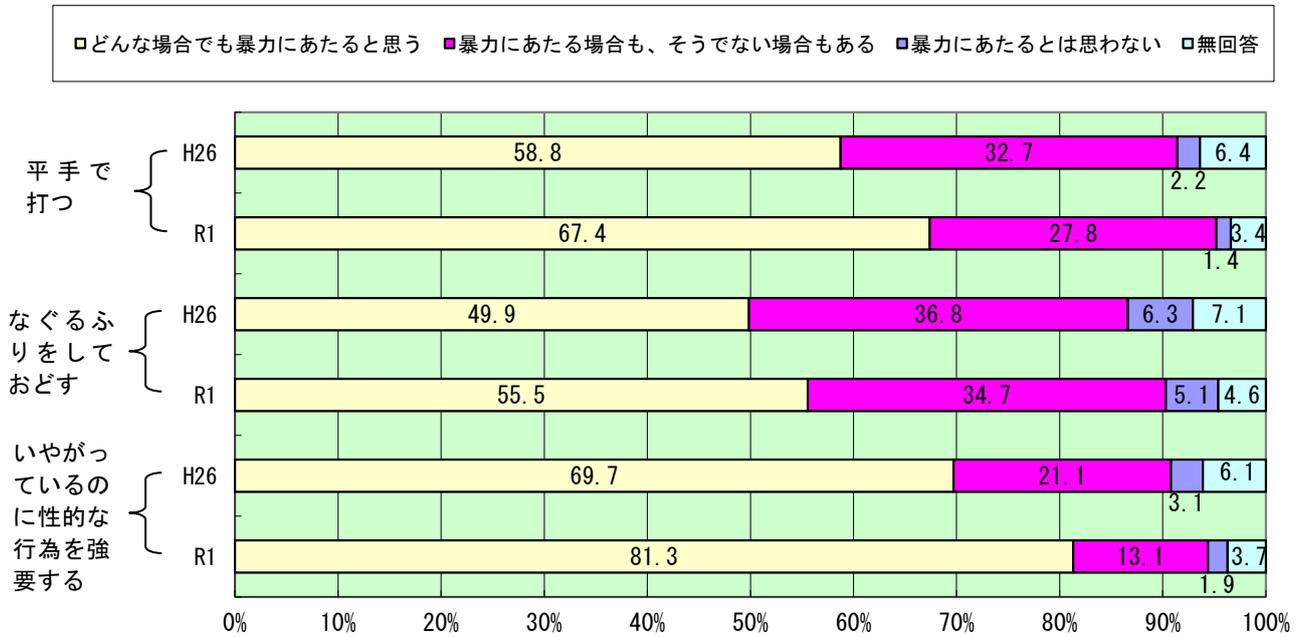
- 警察が82.3%でトップ、以下、市役所・町役場（38.6%）、民間の機関（33.4%）県男女共同参画相談センター（25.1%）の順となっています。
- 前回調査と比較して、県男女共同参画相談センターの認知度は1.6ポイント低下しています。（H26 26.7%→R1 25.1%）
- 相談窓口を知らない人の割合は、8.4%となっています。



③ DVと認識される行為

- 前回調査と比較して、すべての項目で「どんな場合でも暴力にあたる」と認識する人の割合が増加しています。

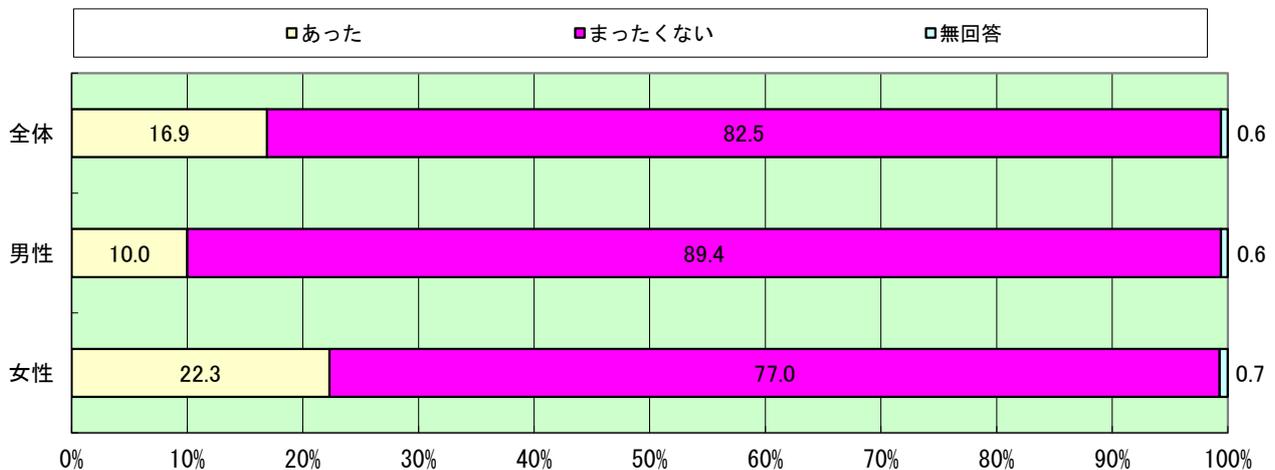
DVと認識される行為[単位:%]



④ 交際相手からの暴力※の被害経験 ※身体的暴力、精神的暴力及び性的暴力

- 約6人に1人が交際相手からの暴力の被害経験があり、性別にみると、被害経験があった女性は4～5人に1人となっています。

交際相手からの暴力の被害経験[単位:%]



【調査の出典】

「男女間における暴力に関する調査」

1 趣 旨

DV対策等の施策推進の基礎資料とするため、男女間の暴力に関する県民意識、被害の経験の態様、程度及び潜在化の程度、理由を総合的に把握するもの。

2 調査概要

対 象：山口県内居住の満18歳以上の男女各1,500人 計3,000人

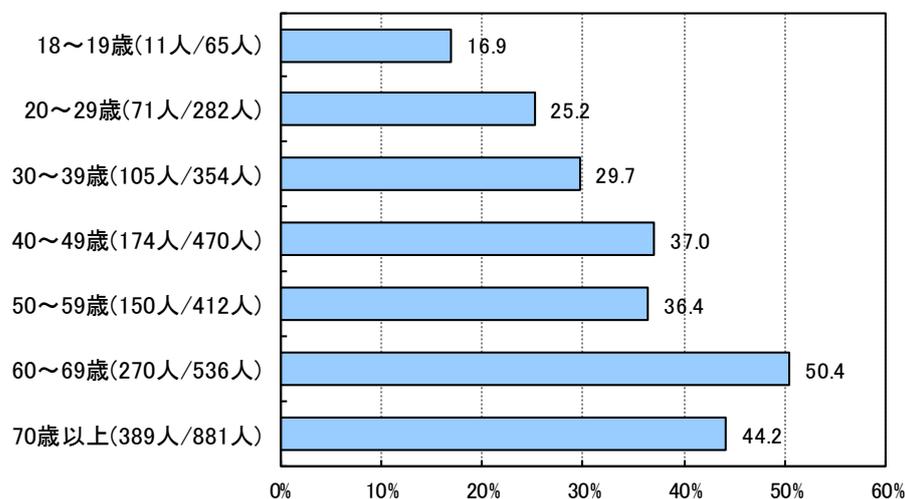
抽 出 方 法：住民基本台帳に基づく無作為抽出(市町別、年齢別人口比による割当)

調 査 方 法：郵送法

調 査 時 期：令和元年9月12日～10月4日(令和元年度調査分)

回収数(率)：全体1,172(39.1%)、男性513(34.2%)、女性656(43.7%)、無回答3

3 年齢別の回収率の状況



2 計画策定後の主な動き

DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応と児童虐待対応との連携強化を図るために、令和元年6月に「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、DV防止法が一部改正されました。

また、これに伴い、計画策定の基礎となる国の基本方針も改定されました。

〈法改正・基本方針改定の主な内容〉

○DV被害者の保護に当たり、相互に連携・協力すべき機関として「児童相談所」が明確化されるとともに、保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとされました。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する生活不安やストレス等により、DVの増加や深刻化が懸念されています。

1 基本理念（目指す方向）

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとの認識のもと、『DVのない社会の実現』を目指し、DVの防止及び被害者の保護等を図る諸施策を推進します。

2 施策の基本方針

『DVのない社会の実現』に向けて、次の5つの柱を基本方針とする施策体系のもと、市町、関係機関・団体等と連携し、諸施策を総合的かつ計画的に推進します。

【施策体系】

1 DVを許さない社会の実現

- (1) 暴力を許さない県民意識の醸成
- (2) 人権教育、男女平等に関する教育の推進
- (3) DVに関する調査研究
- (4) 交際相手からの暴力への対策
- (5) ストーカー行為への対策

2 被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実

- (1) 相談窓口の周知徹底
- (2) 県男女共同参画相談センターにおける相談体制の整備・充実
- (3) 警察における相談体制の整備・充実
- (4) 市町等における相談体制の整備・充実
- (5) 相談に携わる人材の育成及びケア

3 被害者を保護する体制の整備・充実

- (1) DVの通報等の体制整備
- (2) 通報等への対応と緊急時における安全の確保
- (3) 県男女共同参画相談センターの一時保護所等における支援
- (4) 関係機関・団体等と連携した適切な一時保護の実施

4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

- (1) 被害者の状況に応じた適切な自立支援の推進
- (2) 経済的自立に向けた支援
- (3) 住宅の確保支援
- (4) 子どもに対する支援
- (5) 地域における支援
- (6) 保護命令制度の利用等や司法手続に関する支援
- (7) 被害者等の個人情報保護の徹底

5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

- (1) 関係機関の連携・協力
- (2) 市町と連携した取組と支援の強化
- (3) 民間団体等との連携・協働
- (4) 苦情に対する適切かつ迅速な対応

1 DVを許さない社会の実現

【現状と課題】

DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、外部からその発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、また、加害者に罪の意識が薄いため、周囲が気づかないうちに、被害が深刻化しやすい特性を有しています。

令和元年度に本県が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、約4人に1人がDVの被害経験があり、性別にみると、被害経験があった女性は約3人に1人、男性は約5人に1人となっています。

こうしたことから、DVの根絶に向けて、暴力は絶対に許さないという意識の醸成を図るため、普及啓発や人権尊重の意識を高める教育の充実などの取組を進めていく必要があります。

【方向性】

- お互いの人権を尊重し、暴力は絶対に許さないという意識醸成を図るため、広報媒体を活用した普及啓発や、教育の充実などの取組を進めます。
- DV対策等の施策推進の基礎資料とするため、本県のDVの現状や県民のDVに関する認識、加害者更生の指導方法等について調査研究を実施します。
- 交際相手^{※3}からの暴力に関しても、暴力の根絶に向け、学校等の指導者と連携した予防教育や、相談等の被害者への支援に取り組みます。
- ストーカー行為の防止に関する普及啓発、被害者の支援に取り組みます。

【具体的取組】

(1) 暴力を許さない県民意識の醸成

ア お互いの人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会のあらゆる分野で醸成するため、啓発資料の作成や講座の開催、広報等を積極的に進めます。

イ 市町における普及啓発、人権教育等の取組や、事業所や団体等が自主的に行う研修等を支援するため、講師の派遣や情報提供等を行います。

ウ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間（毎年11月12日～11月25日）において、集中的な啓発活動を行います。

※3 交際相手

この計画では、生活の本拠を共にしない交際相手を「交際相手」と表記します。

(2) 人権教育、男女平等に関する教育の推進

- ア 児童生徒の心身の成長に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活における協力の大切さなどに関する学校教育を推進します。
- イ 家庭や地域において、個人の尊厳と男女平等の意識の醸成を図るとともに、男女が共に社会の対等な構成員として社会参画できるよう、人権や男女共同参画に関する情報提供や学習機会の充実に努めます。
- ウ 指導に当たる者に対する研修等に取り組み、男女共同参画の理念への理解促進や男女共同参画意識の向上に努めます。

(3) DVに関する調査研究

- ア 本県のDVの現状や県民のDVに関する認識等について定期的に調査を実施し、その結果を今後の施策に反映させます。
- イ 加害者の更生のための指導方法については、国における調査研究の把握や民間団体等における取組状況等の情報収集を行います。

(4) 交際相手からの暴力への対策

- ア 交際相手からの暴力、いわゆるデートDVについても、暴力の根絶に向けた啓発活動に努めるとともに、相談等の被害者への支援に取り組みます。
- イ 市町をはじめ学校や関係機関が、交際相手からの暴力の問題に取り組むことができるよう、指導用マニュアル等を活用した予防のための取組を進めます。
- ウ 若年層向けの啓発資料の作成・配布等により、DV予防の観点も含め、交際相手や配偶者からの暴力の問題について考える機会を積極的に提供します。また、インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等による暴力被害の防止のため、情報モラル教育や啓発活動を推進します。

(5) ストーカー行為への対策

- ア ストーカー行為の防止に関する普及啓発に取り組むとともに、被害者に対して、適切な支援を行います。

2 被害者が迷わず相談できる体制の整備・充実

【現状と課題】

県男女共同参画相談センターは、DV対策の中核施設となる「配偶者暴力相談支援センター」として、専門的・広域的な対応など、関係機関と連携・調整して、相談対応に当たるとともに、市町等に対し、相談業務に関する助言や情報提供等の支援を行っています。

また、被害者が利用しやすいよう、土日及び平日夜間の電話相談やフリーダイヤルでの相談等に応じています。

令和元年度に本県が実施した「男女間における暴力に関する調査」では、県男女共同参画相談センターの認知度は約25%ですが、相談窓口を知らない人の割合は約8%と低い状況です。

しかし、被害経験があっても、約6割の人がどこ（だれ）にも相談していないことから、被害者が迷わず気軽に相談できるよう、相談窓口の周知に取り組むとともに、多様な相談に対応できる体制の整備・充実に向けた取組が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大に起因する生活不安やストレス等により、DVの増加や深刻化が懸念されていることから、被害者の立場に立った利用しやすい相談等の対応が必要です。

【方向性】

- 県男女共同参画相談センター、警察、市町、関係機関・団体等が連携して、相談窓口の周知に取り組むとともに、相談体制の整備・充実に努めます。
- 市町の配偶者暴力相談支援センターの設置について、市町への協力要請及び情報提供等の支援を行います。
- 被害者が安心して相談できるよう、相談業務に従事する職員等の資質向上を図る研修の実施等により、相談体制の充実を図ります。

【具体的取組】

(1) 相談窓口の周知徹底

ア DV被害者が一人で悩まず気軽に相談できるよう、県、市町、関係機関・団体等の連携のもと、啓発資料の作成や各種広報媒体等を活用して、相談窓口のさらなる周知に取り組むとともに、全国共通短縮番号「#8008（はれれば）」の周知に努めます。

特に、県男女共同参画相談センターについては、DVに関する相談支援の専門機関として、その窓口の一層の周知を図ります。

イ 身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などDVに該当する行為について広く啓発を行うことにより、DVに関する県民の理解を深め、DVが潜在化しないように努めます。

(2) 県男女共同参画相談センターにおける相談体制の整備・充実

ア 県内におけるDV対策の中核施設として、県内の相談体制の強化に向け、専門的・広域的な対応など、関係機関との連携調整機能の整備・充実を図ります。

イ 土日及び平日夜間における相談対応や、弁護士、医師、臨床心理士による専門相談の実施、フリーダイヤル（DVホットライン）による相談対応、オンライン面接相談環境の整備など、被害者の立場に立った利用しやすい相談等の対応を行います。

ウ 外国人被害者や障害のある被害者へは、相談に際し、外国語通訳や手話通訳の確保、外国語リーフレットの配付など適切な対応を行います。

エ 性暴力に特化した相談窓口「やまぐち性暴力相談ダイヤルあさがお」を県男女共同参画相談センターに設置し、24時間365日の運用体制で、関係機関と連携・協力して、被害直後からの総合的な支援（相談、産婦人科医療、カウンセリング、法律相談等）を行います。

オ ストーカー被害の相談内容・状況に応じて、警察をはじめとする関係機関等と連携し、適切な支援に努めます。

(3) 警察における相談体制の整備・充実

ア 警察本部及び各警察署において、休日、夜間を問わず、被害者からの相談を受け付けて必要な対応を行います。

イ 女性被害者からの相談に対しては、被害者の負担軽減等を図るため、可能な限り女性警察官による対応を行います。

ウ DV防止法等に基づき、被害者からの援助の申出があった場合は、関係機関と連携し、避難その他の措置の教示等を行います。

エ ストーカー被害の相談に対して、被害者の意向を踏まえながら、本人やその周辺者である家族等の安全確保を最優先として、防犯指導や対応方法の教示、ストーカー規制法に基づく禁止命令や行為者の検挙など、相談の内容に応じた必要な措置を行います。

(4) 市町等における相談体制の整備・充実

ア 被害者が迷わず相談できるよう、地域住民にとって最も身近である市町に対して、相談窓口の周知徹底や、関係部署と連携した相談体制の整備などを働きかけます。

- イ 市町の配偶者暴力相談支援センターの設置や婦人相談員の配置が図られるよう情報提供等を行います。
- ウ 人権擁護機関や、県・市町の社会福祉協議会、民間支援団体など、DV被害者からの相談に携わる関係機関・団体等と連携して、相談等の対応を行います。

(5) 相談に携わる人材の育成及びケア

- ア 被害者からの相談に的確に対応できる体制の整備を図るとともに、多様な被害者が安心して相談できるよう、県、市町、関係機関・団体等の相談業務に携わる職員を対象とした研修等を実施し、職員の専門性の向上や被害者への二次的被害の防止、被害者の個人情報保護の徹底等に努めます。
- イ DV対応と児童虐待対応の相互理解を促進するため、DV対応職員と児童虐待対応職員がDV及び児童虐待に関する知識を習得できる研修を実施します。
- ウ DV相談窓口向けの対応マニュアルの活用により、相談業務に携わる職員への支援に努めるとともに、その内容の一層の充実を図ります。
- エ 県男女共同参画相談センターの相談員の資質向上を図るため、国等が実施する研修会への計画的な派遣に努めます。
- オ 県男女共同参画相談センターの相談員が一人で問題を抱え込むことがないよう、日頃から意見交換を行うとともに、専門講師を招き事例検討会を開催するなど、相談員の心理的負担の軽減を図ります。
- カ 女性が被害に遭いやすいDV・ストーカーや性暴力の被害の防止を図るため、相談業務等に従事する女性警察官を対象にヒアリング技術の向上に係る研修を行います。
- キ 市町等の相談窓口職員に対して、相談業務に対する助言や情報提供等を行うとともに、市町からの求めに応じ、県男女共同参画相談センターの職員や相談員をアドバイザーとして派遣し、困難ケースなどに対する助言・指導や研修等の支援を行います。

3 被害者を保護する体制の整備・充実

【現状と課題】

DVは家庭内で行われることが多く、潜在化しやすい傾向にあることから、DVの早期発見や被害者の安全確保に向け、DV防止法において、DVを受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならないと規定されており、通報を受けた県男女共同参画相談センターは、被害者の相談や一時保護などの支援を行っています。

一時保護に当たっては、警察や市町との連携・協力のもと、被害者の安全確保を図りながら、迅速な保護を行い、安心して支援を受けることができるよう配慮するとともに、必要に応じ、医学的、心理的ケアを行っています。

また、児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）では、子どもの目の前でDVが行われることも児童虐待に含まれるとされており、DVと児童虐待は重複して発生するなど関連性が認められることから、被害者の子どもについても、児童相談所等の関係機関と連携しながら、適切な保護及び支援等を行うことが必要です。

【方向性】

- 県男女共同参画相談センターを中核として、住民に身近な市町、警察、関係機関・団体等と連携し、相談・保護等の各段階にわたり、被害者の状況や地域の実情に応じた切れ目のない支援を行います。
- DVの未然防止と早期発見を図るため、地域の見守りネットワークの形成など、関係機関の連携強化を支援します。
- 避難場所の提供や県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全の確保に、市町、警察と連携して取り組みます。
- 被害者や同伴する家族の状況に応じた適切な一時保護等の支援を、市町、警察、関係機関・団体等と連携して実施します。
- 被害者が同伴する子どもに対して、学習支援を行うとともに、児童相談所と連携して専門の職員による心理的ケアなどの支援を行います。

【具体的取組】

(1) DVの通報等の体制整備

ア DVの早期発見や被害者の安全確保に向け、被害者を発見した場合の通報の意義や必要性、通報先等について、県民に対して広く啓発を行います。

イ 地域の見守りネットワークの形成を促進するため、市町、関係機関・団体を対象とした研修会等を通じて、意識啓発や連携体制の強化を進めます。

- ウ 医療関係者に対し、対応マニュアル等により、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度について、広報を行います。
- エ 地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員に対し、対応マニュアル等を活用して、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などについて、研修会等を利用して広報を行います。
- オ 教職員や保育関係者に対し、会議、研修等様々な機会を利用し、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などの周知を図るとともに、被害者とその子どもへの支援や、加害者側からの問い合わせに応じないことなどについて、理解と協力を求めます。
- カ 児童相談所や、市町等の児童虐待・高齢者虐待の相談窓口と相互に情報交換を行い、被害者等の早期発見と適切な保護の実施に努めます。

(2) 通報等への対応と緊急時における安全の確保

- ア 県男女共同参画相談センターが被害者に関する通報又は相談を受けた場合、相談窓口として同センターがあることを被害者に伝えるよう通報者に依頼するとともに、被害者と連絡を取ることができる場合は、同センターに相談し、必要な支援を受けるよう促します。
- イ 通報や相談の内容から、児童虐待に当たると思われる場合には、児童虐待防止法に基づき、市町及び児童相談所に通告するとともに、児童相談所等と連携して、被害者とその子どもの支援に取り組みます。
- ウ 警察において、DVが行われていると認める場合は、暴力の制止に当たるとともに、救護を要すると認められる被害者の保護を行います。
また、刑事事件として立件できるものについては、被害者の意思を踏まえて検挙するほか、加害者への指導警告を行うなど、被害の再発防止の措置を講じます。
- エ 市町、警察、関係機関等の協力のもと、避難場所の提供や県男女共同参画相談センターまでの同行支援など、被害者の緊急時における安全確保に取り組みます。

(3) 県男女共同参画相談センターの一時保護所等における支援

- ア 緊急に被害者を保護する必要がある場合や被害者の健康回復が必要と認められる場合等には、県男女共同参画相談センターにおいて、被害者等の一時保護を行い、自立に向けた支援を実施します。
- イ 心身に被害を受けている被害者に対しては、専門の職員による支援に加え、必要に応じて、医師の診察や臨床心理士によるカウンセリングを行うなど、医療機関と連携して適切な支援に努めます。
- ウ 外国人被害者や障害のある被害者に対しては、外国語通訳や手話通訳などを行います。

- エ 被害者が同伴する子どもについては、関係機関と連携し、子どもの状況も十分に把握して、心のケアなどの支援を行います。
- オ 同伴する子どもに適切な学習機会を提供するため、生活指導員による学習支援や、教員免許を有する学習ボランティアによる学習指導を実施します。
- カ 同伴する乳幼児に対応するため、プレイルームや遊具等を整備し、保育経験のある生活指導員による保育支援を実施します。
- キ 心理的ケアが必要な同伴する子どもに対しては、児童相談所と連携して専門の職員によるきめ細かな支援を行うとともに、必要に応じて、臨床心理士等によるカウンセリングを実施します。
- ク 一時保護の終了後、被害者等に対する心身の健康の回復や生活基盤の安定が必要な場合は、関係機関等と連携して、婦人保護施設や母子生活支援施設において、自立に向けた支援を行います。
- ケ 加害者の追及から逃れるため、県外の施設で一時保護・施設入所する広域措置を行う場合もあることから、県域を越えた被害者の送り出しや受け入れなどについて、他県との情報交換に努めます。

(4) 関係機関・団体等と連携した適切な一時保護の実施

- ア 被害者が同伴する子どもが男子中学生など、県男女共同参画相談センターでの一時保護が適当でない場合には、関係機関・団体と連携して、社会福祉施設や民間シェルターへの一時保護委託や児童相談所での一時保護を行います。
- イ 被害者や同伴する家族の状況に応じて、一時保護の委託ができるよう、社会福祉施設等の委託先の拡充をします。
- ウ 被害者や同伴する家族が男性の場合等は、民間宿泊施設の利用等により、保護を行います。

4 被害者の自立に向けた支援の充実・強化

【現状と課題】

被害者がDVから逃れ、自立して生活しようとする際は、就業や住宅・生活費の確保、子どもの就学の問題等、複数の課題を同時に抱えることとなり、その課題解決に関わる関係機関は多岐にわたります。

そのため、被害者が地域において安心して生活することができるよう、市町、関係機関・団体等と連携して、被害者の状況やニーズに応じた自立を支援する必要があります。

【方向性】

- 被害者が自立して生活できるよう、市町、関係機関・団体等と連携して、就業や住宅確保等の支援を行います。
- 被害者に最も身近である市町に対して、支援体制の整備の協力要請を行います。
- 被害者等の安全確保を図るため、個人情報の管理の強化・徹底を図ります。

【具体的取組】

(1) 被害者の状況に応じた適切な自立支援の推進

- ア 市町、関係機関・団体等と連携して、手続の円滑化など被害者の負担軽減を図ります。
- イ 被害者の状況に応じて、福祉事務所、市町、関係機関・団体等と連携し、生活保護制度など様々な制度を活用した支援を行います。

(2) 経済的自立に向けた支援

- ア 被害者の就業を支援するため、公共職業安定所等の就業支援等による情報提供を行うとともに、必要に応じて、関係機関等に同行します。
- イ 県民局等でキャリアカウンセリングを実施し、適性、職業経験、能力等に応じた職業設計など就職に関するあらゆる相談に応じ、就職支援を行います。
- ウ 県立高等産業技術学校や県しごとセンターにおいて、公共職業安定所等と連携して、職業訓練や、相談から情報提供・能力開発・職業紹介まで就職支援を行います。
- エ 新しく事業を始めようとする場合、起業に関する講座の開催や長期・低利の融資制度等による支援を行います。
- オ ひとり親家庭に対して、母子・父子自立支援員等による相談・情報提供を行うとともに、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、公共職業安定所等と連携し、就業に関する相談や情報提供、職業紹介までの支援に取り組みます。

カ ひとり親家庭に対して、母子父子寡婦福祉資金貸付制度や自立支援教育訓練給付金^{※4}、高等職業訓練促進給付金^{※5}に関する情報提供を行います。

(3) 住宅の確保支援

- ア 県営住宅の優先入居や目的外使用制度^{※6}などの情報提供を行います。
- イ 市町営住宅の空き室状況等について情報提供を依頼するとともに、市町に対して、市町営住宅の優先入居や目的外使用の実施について、協力要請を行います。
- ウ 民間賃貸住宅への入居について、山口県居住支援協議会^{※7}の枠組みを活用した不動産情報の提供支援に努めます。
- エ 民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人の確保の支援に努めます。
- オ 被害者支援に取り組む民間団体等によるステップハウス^{※8}の設置の支援に努めます。

(4) 子どもに対する支援

- ア 市町等の関係機関に対し、区域外就学の弾力的な運用や保育所への優先入所等の協力要請を行います。
- イ 教職員や保育関係者に対し、会議、研修等様々な機会を利用し、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などの周知を図るとともに、被害者とその子どもへの支援や、加害者側からの問い合わせに応じないことなどについて、理解と協力を求めます。（再掲）
- ウ 児童相談所、精神保健福祉センター、保健所、市町保健センター等の関係機関と連携し、必要に応じて心のケアを図ります。

※4 自立支援教育訓練給付金

職業能力開発のため、国が対象とする講座（雇用保険の教育訓練給付制度の指定教育訓練講座）を受講したひとり親家庭の母又は父に対して支給される給付金のこと

※5 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士等の就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関において修業するひとり親家庭の母又は父に対し、修業期間中の生活の安定を図るために支給される給付金のこと

※6 県営住宅の目的外使用制度

県営住宅の入居資格を問わず、原則1年間を上限として入居を許可する制度のこと

※7 山口県居住支援協議会

住宅確保要配慮者（定額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を養育する家庭やDV被害者その他住宅の確保に配慮を要する者）が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう支援策の協議等を目的として、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者、住宅確保要配慮者に対して居住に関する支援を行う団体と組織した協議団体のこと

※8 ステップハウス

シェルターでの一時保護の後、すぐに自立生活に移れない被害者が、心のケアや自立に向けた準備をするための中間的な施設のこと

(5) 地域における支援

- ア DVに関する関係機関・民間団体で構成する「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会^{※9}」において、被害者が地域で安心して生活できるための支援体制や方策等について検討します。
- イ 地域に根ざした活動を行っている民生委員・児童委員に対し、対応マニュアル等を活用して、DVが疑われた場合の対応方法や県男女共同参画相談センター等の相談窓口、法制度などについて、研修会等を利用して広報を行います。(再掲)
- ウ 地域における被害者支援を促進するため、被害者支援に意欲のある県民を対象とした講座・研修等を実施します。
- エ 一時保護の終了後、地域で安定した生活が送れるよう、被害者とその子どもに対して、訪問や電話による相談支援を行います。
- オ 被害者が地域において安心して生活することができるよう、市町に対し、相談・支援の連携体制の整備について働きかけます。
- カ 被害者の自助グループの活動を支援するため、交流場所の確保や指導者等の派遣などに取り組みます。
- キ 精神保健福祉センター、保健所、市町保健センター等の関係機関と連携し、必要に応じて被害者の心のケアを図ります。また、被害者の心のケアに関する理解を促進するため、精神保健福祉センターにおいて、保健、医療、福祉等の関係者を対象とした研修を実施します。

(6) 保護命令制度の利用等や司法手続に関する支援

- ア 必要に応じ、被害者に対して保護命令^{※10}制度に関する情報提供等を行います。
- イ 被害者が保護命令の申立てを希望する場合は、保護命令の申立てを支援するとともに、申立て後の留意事項の説明や福祉制度利用に繋げるための情報提供等を行います。また、緊急保護が必要な場合は、一時保護制度について情報提供等を行います。

^{※9} 山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会

DVに関する関係機関・民間団体相互の連携を強化し、DV相談の処理並びに被害者の保護及び自立支援を効果的に行うために設置した協議会のこと

構成機関：山口地方裁判所、山口家庭裁判所、山口地方法務局、山口労働局、県弁護士会、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県病院協会、県社会福祉協議会、シェルター運営団体、山口被害者支援センター、山口市、県関係各課、県教育庁、県警察本部

^{※10} 保護命令

配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより配偶者に対して発する命令のこと

被害者への接近禁止命令や電話等禁止命令、被害者の同居の子や親族等への接近禁止命令、被害者とともに生活の本拠としている住居からの退去命令があります。

保護命令に違反すると、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

ウ 保護命令が発せられた場合は、速やかに被害者と連絡を取り、被害防止の留意事項等について説明し、警察と連携して、被害者の安全確保に努めます。

また、警察においては、加害者に対して、保護命令が確実に遵守されるよう指導、警告等を行います。

エ 弁護士による法律相談などの専門相談を行うとともに、弁護士会等の法律相談窓口や日本司法支援センター（愛称：法テラス）の民事法律扶助制度^{※11}などの情報提供を行います。

(7) 被害者等の個人情報保護の徹底

ア 被害者や被害者と同居する家族、支援者等の安全の確保を図るため、関係者の個人情報の保護について、担当者会議や研修会等により、市町、教育委員会、学校等の関係機関に周知徹底を図ります。

イ 福祉事務所、健康保険、国民年金、児童手当等の相談窓口において、扶養照会を行わないなど、被害者の立場に立った個人情報の保護が行われるよう、各種会議等を通じて、関係機関に周知を図ります。

ウ 被害者の住所等の秘密を保持するための住民基本台帳事務における支援措置について、情報提供を行います。

※11 民事法律扶助制度

離婚や金銭、不動産など民事の紛争を抱える人で、収入が一定基準以下の人に対し、無料法律相談や裁判代理費用の立て替えなどの援助を行う制度のこと

5 市町、関係機関・団体等との連携・協働の推進

【現状と課題】

DVの未然防止・早期発見とともに、被害者の保護や自立支援等を効果的に行うため、平成16年に「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を設置し、関係機関・団体間の連携強化を図っています。

令和元年6月のDV防止法改正において、DV対策と児童虐待防止対策との連携強化が求められていることを踏まえ、DV対応機関と児童虐待対応機関の連携強化や、DVと児童虐待の特性等に関する理解を促進する必要があります。

また、民間団体の中には、被害者の保護やニーズに応じた支援活動に取り組んでいる団体もあり、被害者支援において大きな役割を担っています。このような民間団体が円滑に活動できるよう、情報提供を行うとともに、被害者の多様なニーズに応えることができるよう、民間団体と連携して、被害者支援に取り組む必要があります。

【方向性】

- 「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を中心に、関係機関・団体間の連携強化を図るとともに、協議会の機能強化に取り組みます。
- DVと児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、DV対応機関と児童虐待対応機関との連携を強化します。
- DVの防止及び被害者の保護等に向けて、市町との連携強化を図るとともに、助言や情報提供等を行います。
- 民間団体によるDVの防止や被害者支援の活動を支援するとともに、協働して取り組みます。

【具体的取組】

(1) 関係機関の連携・協力

ア 「山口県配偶者暴力相談支援連絡協議会」を中心に、関係機関・団体間の連携強化を図るとともに、協議会の機能強化に取り組みます。

イ 市町が設置する要保護児童対策地域協議会^{※12}への参画を進め、子どもがいるDV家庭に関する情報や支援方法を共有し、関係機関との連携を図ります。

ウ DV対応と児童虐待対応の相互理解を促進するため、DV対応職員と児童虐待対応職員がDV及び児童虐待に関する知識を習得できる研修を実施します。

(再掲)

※12 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童に対する支援に関する協議を行う協議会のこと

(2) 市町と連携した取組と支援の強化

- ア DVの防止及び被害者の保護等に向けて、市町との連携強化を図ります。
- イ 「市町における配偶者暴力対策に関する手引」や、市町への助言、情報提供等により、市町におけるDV対策や地域連携の体制整備等を支援します。
- ウ 市町の配偶者暴力対策基本計画の策定に向けた働きかけや助言等を行います。
- エ 被害者が地域において安心して生活することができるよう、市町に対し、相談・支援の連携体制の整備について働きかけます。（再掲）

(3) 民間団体等との連携・協働

- ア ボランティア団体、NPO法人などの県民活動団体への情報提供や意見交換を行うとともに、DV対策に連携して取り組みます。
- イ 地域において被害者の保護などの支援活動を行っている民間団体の活動を促進するため、団体と連携・協力した事業の実施や団体に対する支援を推進します。
- ウ 公益財団法人山口きらめき財団と連携し、DV対策を推進する民間団体への支援を行います。

(4) 苦情に対する適切かつ迅速な対応

- ア 県における男女共同参画に関する苦情処理の受付窓口(山口県男女共同参画課)等について、パンフレットやホームページ等により啓発に努めます。
- イ 被害者から苦情の申出を受けた場合には、迅速かつ適切な対応を行います。